

生活保護基準引き下げ
違憲訴訟を支える大阪の会
TEL 06-6697-9144
FAX 06-6697-9059
✉ seiho.ikensasaeru.osk@
gmail.com

引き下げアカン！大阪の会通信

原告交流集会 最高裁で勝訴めざして

引き下げアカン大阪の会は10月22日、原告交流集会を開き、原告らが最高裁での運動について交流しました。和田信也弁護士事務所局長が最高裁の審理と全国情勢について報告し、雨田事務局長が逆転勝訴を目指して運動を進めようと訴えました（裏面に要旨掲載）。原告の発言を紹介します。

物価高騰の支援策を

原告 Aさん

最高裁でたたかうことになったら、あまり原告で会う機会もなくなってしまうと思っていました。こういうかたちで交流会を開いてもらって、最高裁に上告するとはどういうことなのか、よくわかりました。

私は、年金を受け取っていて物価高騰で5千円ほど増えたのですが、生活保護でその分控除されてイヤにされてしまいました。生活保護から物価高騰の支援を出さないとおかしいと、腹を立てています。

たたかうことが大切

京都原告 森さん

「声を上げることは、前進を作り出すうえで大事な方針」と、京生連事務局



長は言っています。京都市でも行政のポスターやチラシに国民の権利としての生活保護が載るように変わってきました。

それまで、裁判に対して私は、「勝つことにこそ意

味がある」と強く考えていたことに気づきました。しかし、たたかうことが大切なのです。そこに気づいて、たたかうことへの喜び

知らせること頑張りたい

原告 小寺さん



を撒いて少しでも活動の報告をしたいと思います。私は体もどんどん悪くなって、歩くのも大変になつてきていますが、こういう場を活かしながら、生活保護運動を一步進めていきたいです。

数日前に友人から、「アイちゃん最近テレビに出てないな。裁判どうなったんねん」と電話がありました。私は「あ、そうか。報告していなかったな」と思い、「高裁で敗訴したんですよ。いま最高裁にむけて頑張っているところですよ」と説明しました。私は、裁判のことをみんなに知らせていくことがまだまだできていないと感じました。毎月25日宣伝を再開すると聞いて「やった！」と思いました。街頭でビラ



最高裁での審理とたたかいかいについて

和田 信也 弁護士

最高裁判所とは

最高裁判所は、15人の裁判官が5人1組にわかれて事件の審理を行っています。この15人は、判

事（職業裁判官）だけではなく、弁護士、学者、検察官、外交官などその他の行政官僚などから選ばれており、5人の多数決で判断が決まります。重要な事件では、15人の裁判官全員で審理を行う大法廷で審理されます。我々の事件も大法廷で判断される可能性もあります。

弁護団の主張内容

弁護団による主張は大きく5つあり、次の通りです。

- ① 保護利用者の生活実態（需要）に合わせた基準の改定が行われていないこと（憲法25条違反）。
- ② 保護利用者の生活実態（需要）に基づいて基準改定をすべきと判断しています。
- ③ 社会権規約違反（憲法98条違反）。
- ④ 判例違反。
- ⑤ 引き下げにあたって理由を示さなかった。

2分の1処理がそれに該当します。

運動の重要性

▼高齢加算最高裁判決は、保護利用者の生活実態（需要）に基づいて基準改定をすべきと判断しています。

最高裁の受付間口は非常に狭いですが、朝日訴訟においては運動・世論の盛り上がりを受け、最高裁は「念のため」と言って憲法判断を示しました。最高裁といえども、世論や運動を無視することはできず支援運動は極めて重要です。

逆転勝訴をめざす運動を

雨田 信幸 事務局長

▼主にデフレ調整がこれにあたります。

最高裁での逆転勝訴を勝ち取るために、全国の仲間と力を合わせて次のことに取り組みたいと思います（下図）。

② 保護利用者の違いに着目した保護基準ではないこと（憲法14条違反）。

▼全世帯一律のデフレ調整やゆがみ調整での

また、暑い時期は避けていた京橋駅頭や裁判所前での宣伝を再開させていきます。裁判所前での活動は、高裁審理となっ

最高裁での逆転勝訴を目指して

- 最高裁前宣伝
- 国会議員への働きかけ
- 最高裁宛て署名（内容を調整中）
- 最高裁・調査官との面談

工夫や出来ることは他にもあるはずですが、いろいろ考えていこうと思っています。運動は裏切りません。訴えれば必ず人を動かし社会や裁判所を変えていくことにつながります。健康に留意しながら、力を合わせていきましょう。